

## 「福岡市バリアフリー整備ガイドライン研究会（仮称）」の 設置について

### 1. 設置目的

バリアフリー基本計画や国のガイドライン改訂などを踏まえ、バリアフリー整備基準等を掲載した「施設整備マニュアル」を改訂するにあたり、専門的・技術的見地から検討を行う研究会を設置する。

### 2. 研究会の位置づけ

福岡市バリアフリー推進協議会の下部組織として設置する。

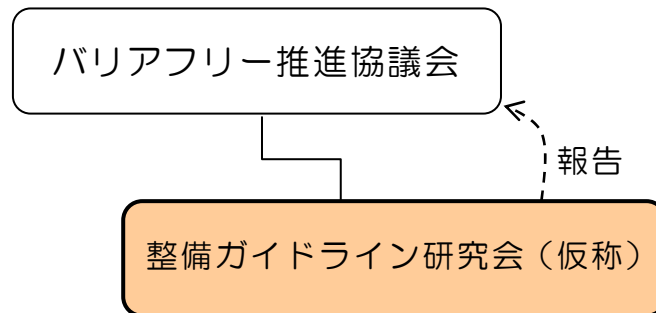
※ 協議会設置要綱

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び連絡調整並びに意見交換を行う。

- (1) 福岡市バリアフリー基本計画の作成に関すること
  - (2) 福岡市バリアフリー基本計画の実施に関すること
  - (3) バリアフリー施策の進行管理及びバリアフリーの推進に係る新たな施策や措置に関すること
  - (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること
- （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



### 3. 研究会の構成（案）

- ①学識経験者（建築，土木，視覚記号，福祉の分野）
- ②利用者等（高齢者・障がい者団体，訓練士，相談員等）

### 4. スケジュール

|         | 平成 25 年度    | 平成 26 年度    |
|---------|-------------|-------------|
| 研究会     | 設置 ●        | ← 適時開催 →    |
| マニュアル改訂 | 調査・ヒアリング・検討 | 改訂          |
| 施行規則改正  |             | 普及・啓発       |
|         |             | 規則告示 ◆ 施行 ◆ |